

新旧対照表

3 支給対象費目、支給対象者及び支給上限額		3 支給対象費目、支給対象者及び支給上限額	
費目	内 容	費目	内 容
学用品費	児童生徒の所持に係る物品で、各学科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（給食、ノート、給の具、学習用紙等）の購入に係る経費。補活動、自主的な学習において使用するものは対象とする。	学用品費	○ ①児童生徒の所持に係る物品で、各学科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（給食、ノート、給の具、学習用紙等）の購入に係る経費。補活動、自主的な学習において使用するものは対象とする。
通学用品費	児童生徒が通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、鞄、雨具、上履き、帽子、制服等）の購入に係る経費。 第1学年の児童生徒で新入学用品費が支給される者には支給しない。	通学用品費	○ ②児童生徒が通学のため通常必要とする通学用品（通学用靴、鞄、雨具、上履き、帽子、制服等）の購入に係る経費。第1学年の児童生徒で新入学用品費が支給される者には支給しない。
新入学児童生徒用学用品費	新たに入学する児童生徒が、入学にあたって通常必要な学用品及び通学用品の購入に係る経費。 入学前又は4月末日現在既定している新入学児童生徒に支給する。	新入学児童生徒用学用品費	○ ③新たに入学する児童生徒が、入学にあたって通常必要な学用品及び通学用品の購入に係る経費。 入学前又は4月末日現在既定している新入学児童生徒に支給する。
修学旅行費	児童生徒が参加する修学旅行に直結必要な交通費、宿泊費、見学料並びに記念写真代、医療品代、旅行傷害保険料、医療費、旅費、保険料等	修学旅行費	○ ④児童生徒が参加する修学旅行に直結必要な交通費、宿泊費、見学料並びに記念写真代、医療品代、旅行傷害保険料、医療費、旅費、保険料等
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴わない学校行事用及び通学料	校外活動費（宿泊を伴わないもの）	○ ⑤児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴わない学校行事用及び見学料
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴う飲食料、宿泊費及び見学料	校外活動費（宿泊を伴うもの）	○ ⑥児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴う飲食料、宿泊費及び見学料
年賀アルバム代等	小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常贈付される年賀アルバム及び年賀記念写真又はそれらの購入費	年賀アルバム代等	○ ⑦ICTを通じた教育者が、授業者として教育委員会が主導の監視として指揮するもの又は主導の授業で使用する教材（音楽部と組合られるものにより組合される場合のオーディオ・ビデオ機器又はオンライン学習環境）に係る費用を含む。）
直通通話費	小学校又は中学校に係る通常の学年別給食費 （1か月当たる1,000円）	直通通話費	○ ⑧学年別給食の実施のために保護者から徴収する学校給食費（音楽部と組合される場合のオーディオ・ビデオ機器又はオンライン学習環境）に係る通常の学年別給食費（音楽部と組合される場合のオーディオ・ビデオ機器又はオンライン学習環境）に係る費用を含む。）
学校給食費	学校給食金の実施のために保護者から徴収する学校給食費。ただし、給食を停止した場合は学校給食費はそれらの購入費	学校給食費	○ ⑨学校給食の実施のため保護者から徴収する学校給食費。ただし、給食を停止した場合は学校給食費はそれらの購入費
医療費	学校保健安全法施行令第8条で定められた病気の治療費のうち、本人負担分 (1) トランクルーム及び精神科 (2) 白せん、かいせん及び精神科 (3) 中耳炎 (4) 慢性副鼻腔炎及びアドノイド (5) う瘻 (6) 寄生虫病（虫卵保育を含む。）	医療費	○ ⑩学校保健安全法施行令第8条で定められた病気の治療費のうち、本人負担分 (1) トランクルーム及び精神科 (2) 白せん、かいせん及び精神科 (3) 中耳炎 (4) 慢性副鼻腔炎及びアドノイド (5) う瘻 (6) 寄生虫病（虫卵保育を含む。）

(6) 年度の中途の支給時期	(6) 年度の中途の支給時期	年度の中途に認定をした者（以下「中途認定者」という。）の学用品費、通学用品費及びオンライン通信費の支給上限額は、認定日の属する月の翌月分からの月割りとし、学校給食費は翌月 1 日以降の食数とする。	年度の中途に認定をした者（以下「中途認定者」という。）の学用品費、通学用品費及びオンライン通信費の支給上限額は、認定日の支給上限額は、認定日の属する月の翌月分からの月割りとし、学校給食費は翌月 1 日以降の食数とする。
オ ン ラ イ ン 学 習 通 信 費	オ ン ラ イ ン 学 習 通 信 費	保護者は、オンライン学習を行うに当たって支払った通信費及び購入したモバイルルーター等の領収書を提出する。	保護者は、オンライン学習を行うに当たって支払った通信費及び購入したモバイルルーター等の領収書を提出する。
教 育 委 員 会	教 育 委 員 会	教育委員会は、領収書により支給する額を決定する。この場合において、領収書の額が支給上限額を超える場合は、支給上限額を支給し、領収書の額が支給上限額に満たない場合は、実費額を支給する。	教育委員会は、領収書により支給する額を決定する。この場合において、領収書の額が支給上限額を超える場合は、支給上限額を支給し、領収書の額が支給上限額に満たない場合は、実費額を支給する。
中 途 認 定 者	中 途 認 定 者	オンライン学習通信費は、認定年度の前年度 3 月 1 日以降に契約したものを作成する。	オンライン学習通信費は、認定年度の前年度 3 月 1 日以降に契約したものを作成する。
負 担 し た 経 費	負 担 し た 経 費	中途認定者については、認定日の属する月の翌月以降に保護者が負担した経費を対象とする。	中途認定者については、認定日の属する月の翌月以降に保護者が負担した経費を対象とする。
な お 、 年 度 の 中 途 に お い て 転 出 、 認 定 取 消 又 は 認 定 を 辞 退 し た 者	な お 、 年 度 の 中 途 に お い て 転 出 、 認 定 取 消 又 は 認 定 を 辞 退 し た 者	なお、年度の中途において転出、認定取消又は認定を辞退した者については、転出日、認定取消又は辞退することとなつた事由が発生した日までに負担した経費を対象とする。	なお、年度の中途において転出、認定取消又は認定を辞退した者については、転出日、認定取消又は辞退することとなつた事由が発生した日までに負担した経費を対象とする。
学 校 給 食 費	学 校 給 食 費	学校給食費 略	学校給食費 略
医 療 費	医 療 費	医療費 略	医療費 略
力 キ	力 キ	附 則	附 則
こ の 要 領 は、 令 和 3 年 8 月 3 0 日 か ら 施 行 す る。	こ の 要 領 は、 令 和 3 年 8 月 3 0 日 か ら 施 行 す る。	この要領は、令和 3 年 8 月 30 日から施行する。	この要領は、令和 3 年 8 月 30 日から施行する。